

十和田湖 1000 年会議 設置要綱 (変更内容)

(名称)

第1条 本会は、「十和田湖 1000 年会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、十和田八幡平国立公園十和田湖地域の自然と生活・文化を活かし、育み、引継ぎながら、持続的な地域社会と訪れる人々の高付加価値な滞在環境を実現することを目的とし、関係者相互で必要な取組について協議を行うとともに、連携を図るため設置するものである。

(協議事項)

第3条 会議は、以下に掲げる事項を協議する。

- (1) 十和田八幡平国立公園十和田湖地域の基本構想の策定に関する事項。
- (2) 基本構想 及び休屋・休平地区マスタープランの実施に関する事項。
- (3) その他、第2条の目的を達成するために必要と認められる事項。

(構成員)

第4条 会議は、別表1に掲げる関係機関等をもって構成する。

- 2 会議には議長を置き、議長は東北地方環境事務所長とする。
- 3 会議には、必要に応じアドバイザーを招集することができる。
- 4 会議には、必要に応じオブザーバーを出席させることができる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて 会議事務局が招集する。

- 2 議事は、議長が進行する。

(幹事会)

第6条 協議事項に関して具体的な事項の検討及び連絡調整のため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる関係機関等をもって構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて事務局が招集する。

(ワーキンググループ)

第7条 個別の協議事項について、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、必要に応じて事務局が会議の承認に基づき設置する。
- 3 ワーキンググループの事務を処理するため、事務局を置く。事務局は会議構成員から選出する。
- 3-4 ワーキンググループ事務局が必要と認める場合には、ワーキンググループには、会議構成員以外の団体・個人及びアドバイザーを幹事会の承認を得て参加させることができる。

(事務局)

第8条 本会会議の事務を処理するため、十和田八幡平国立公園管理事務所に会議事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年10月19日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年10月8日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年9月30日から施行する。

附 則 この要綱は、令和●年●月●日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係) 構成員 (※今年度中に見直し)

環境省東北地方環境事務所 所長
青森県観光交流推進部観光政策課 課長
青森県環境エネルギー一部自然保護課 課長
青森県県土整備部道路課 課長
青森県教育庁文化財保護課 課長
秋田県生活環境部 部長
秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課 課長
秋田県鹿角地域振興局 局長
十和田市長
鹿角市長
小坂町長
一般財団法人自然公園財団十和田支部 所長
一般社団法人十和田湖国立公園協会 理事長
一般社団法人十和田奥入瀬観光機構 理事長
一般財団法人十和田湖ふるさと活性化公社 理事長
一般社団法人秋田犬ツーリズム 会長
株式会社かつの観光物産公社 代表取締役
十和田商工会議所青年部 会長
十和田湖増殖漁業協同組合 組合長
十和田湖畔の未来協議会 会長
宇樽部町内会 会長
休屋町内会 会長
休平自治会 会長
大川岱自治会 会長
青森みちのく銀行 法人コンサルティング部 部長

別表2（第6条第2項関係） 幹事会員 （※今年度中に見直し）

環境省東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所	所長
青森県観光交流推進部観光政策課	課長
青森県環境エネルギー一部自然保護課	課長
青森県県土整備部道路課	課長
青森県教育庁文化財保護課	課長
秋田県生活環境部自然保護課	課長
秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課	課長
秋田県鹿角地域振興局総務企画部	部長
十和田市農林商工部商工観光課	課長
十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課	課長
鹿角市産業活力課	課長
小坂町観光産業課	課長
一般財団法人自然公園財団十和田支部	所長
一般社団法人十和田湖国立公園協会	事務局長
一般社団法人十和田奥入瀬観光機構	事務局長
一般財団法人十和田湖ふるさと活性化公社観光推進部	部長
一般社団法人秋田犬ツーリズム	事務局長
株式会社かづの観光物産公社DMO推進室	室長
十和田商工会議所青年部	会長
十和田湖畔の未来協議会	会長
青森みちのく銀行 法人コンサルティング部	ビジネス支援課 課長